

平成 30 年 第 5 回 農業委員会総会

日 時 平成 30 年 5 月 25 日 (金) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
	4 番 下地 功祐		6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信榮	8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋 健治		

【欠席委員】

3 番農業委員 仲西 栄二	5 番農業委員 山城 学
5 番推進委員 賀数 宏	

【職務のために出席した職員】

山城 信善 玉城 弘一 新垣 千春

【議事録署名人】

8 農業委員 久保田 政子 9 番農業委員 宮里 良淳

【議事日程】

日程第 1	議案第 22 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 23 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 24 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4	議案第 25 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第 5	議案第 26 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について
日程第 6	議案第 27 号	非農地証明について

平成 30 年 第 5 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 30 年第 5 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、3 番農業委員仲西栄二委員、5 番農業委員山城学委員、5 番推進委員賀数宏委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よりお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 30 年第 5 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 8 番農業委員久保田政子委員、9 番農業委員宮里良淳委員です。次回調査委員が 8 番農業委員久保田政子委員、9 番農業委員宮里良淳委員、9 番推進委員伊礼幸清委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (17 件) 日程第 2 議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (6 件) 日程第 3 議案第 24 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2 件) 日程第 4 議案第 25 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (4 件) 日程第 5 議案第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について (2 件) 日程第 6 議案第 27 号 非農地証明願いについて (3 件) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 17 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてです。1 番は阿波根の 1 筆で、売買による所有権移転であります。2 番と 3 番は関連しております。2 番は座波の 2 筆で、5 年間の賃貸借権の設定であります。3 番は座波の 1 筆で、5 年間の賃貸借権の設定であります。4 番と 5 番は関連しております。4 番は米須の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。5 番は伊原の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。次に 3 ペー

	ジをお開き下さい。6 番は阿波根の 1 筆で、贈与による所有権の移転であります。7 番から 9 番は関連しております。7 番は喜屋武の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。8 番は喜屋武の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。9 番は阿波根の 1 筆で、7 年間の使用貸借権の設定であります。10 番は米須の 2 筆で、売買による所有権の移転であります。次に 4 ページをお開き下さい。11 番は真栄里の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。12 番は喜屋武の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。13 番と 14 番は関連しております。13 番は喜屋武の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。14 番は喜屋武の 1 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。15 番は宇江城の 1 筆で、贈与による所有権の移転であります。次に 5 ページをお開き下さい。16 番は大度の 2 筆で、売買による所有権の移転であります。17 番は真栄平の 3 筆で、交換による所有権の移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 22 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程 2 議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 6 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 7 ページをお開き下さい。1 番は名城の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で売買による所有権の移転であります。2 番は喜屋武の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。3 番は伊原の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。4 番は米須の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。5 番は新垣の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。貸資材置場への転用で、売買による所有権の移転であります。次に 8 ページをお開き下さい。6 番は宇江城の 2 筆で、農地区分は農振農用地であります。堆肥舎等への転用で、交換による所有権の移転であります。以上です。

会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは5条の報告を致します。9ページをお開き下さい。 申請地は、第1種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に11ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であります。しかし不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に13ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であります。しかし不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に15ページをお開き下さい。申請地は、宅地に囲まれた第3種農地であります。第3種農地は原則許可なので、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に17ページをお開き下さい。申請地は宅地及び山林、原野、段差等で囲まれた10ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第2種農地であります。そのため、貸資材置場への転用は問題ないものと判断しました。次に19ページをお開き下さい。申請地は、農振農用地区域内農地であるが、「農業用施設」への用途変更を行っており、堆肥舎等への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第23号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第3議案第24号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、21ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略) それでは、議案第24号について議案通り同意してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 4 議案第 25 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、25 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 30-5 は福地の 3 筆で、5 年の使用貸借権の設定であります。30-6 は与座の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。30-7 は真壁の 2 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。30-8 は与座の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 25 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 5 議案第 26 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 2 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、27 ページをお開き下さい。 30-1 は真壁の 2 筆で、5 年の賃借権の設定であります。30-2 は与座の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。

委員	特になし。
会長	それでは議案 26 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 6 議案第 27 号非農地証明願いについて 3 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、28 ページをお開き下さい。 1 番から 3 番は関連しております。所在地は喜屋武の 3 筆で、同一申請人からの願出であります。願出の理由は、道路との段差があり、現在耕作していないため、原野化している状況であるとのことです。以上です。
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	それでは、29 ページをお開き下さい。 1 番から 3 番の願出地は、ギンネム等が繁茂しているが山林化はしていない状況である。平成 15 年に農地法第 3 条の許可を受けて売買しており、非農地とは認められないと判断しました。以上です。
会長	では、皆さんのご意見等よろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 27 号について 3 件とも非農地として認められない。不適當として決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。 議事録署名人 8 番農業委員 久保田 政子 9 番農業委員 宮里 良淳

--	--

--	--

